

# 自然災害発生時における業務継続計画

作成日 2023年12月16日

見直し 2023年3月1日

法人名	特定非営利活動法人七彩
代表者	清水 淳子
事業種別	認知症対応型通所介護事業
事業所名	デイサービス七彩
管理者	静 聡美
所在地	東近江市葛巻町394番地
電話番号	0748-55-8105

# 1. 総論

## 1. 1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延等、不測の事態が発生した場合であっても重要な事業を中断させない、または中断したとしても可能な限り短い時間で復旧させるための方針や体制、手順などを示し、以下の状況を可能とすることを目的として作成する。

### ①利用者の安全確保

利用者は高齢の為重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める

### ②サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する

### ③職員の安全確保

職員の生命を守り生活の維持に努める

## 全体像

### 平常時の対応

- ・建物、設備の安全対策
- ・停電(電気が止まった場合)の対策
- ・断水(水道が止まった場合)の対策
- ・通信が麻痺した場合の対策
- ・システム障害(停止)の場合の対策
- ・衛生面(入浴やトイレ等)の対策
- ・必要品の備蓄

### 緊急時の対応

- ・BCP発動基準に則って対応
- ・行動基準遵守
- ・対応体制の確認
- ・安否確認の方法(利用者及び職員)
- ・職員の参集基準
- ・事業所内外の避難場所（避難経路と避難方法）
- ・重要業務の継続
- ・職員への対応(休憩と宿泊場所の確保、体調を考慮した勤務シフト)

## 1. 2 推進体制

災害対策は一過性のものではなく、継続して取り組む必要があることから継続的かつ効果的に取り組みを進めるために**推進体制を構築**する。

- ◇ 「災害対策委員会」を設置する
- ◇ 一部の関係者で進めるのではなく、より多くの職員が関与することが効果的である為、推進体制の構成メンバーにより対応策を検討する。
- ◇ 「災害対策委員会」はBCPの策定及び職員への研修計画の実施状況の把握並びにBCPの見直しを行うため定期的に会議を開催する
- ◇ BCPに関する職員への研修・訓練を必要性に応じて実施する

### 発動基準の確認と見直し

- ◇ 災害の内容(水害・地震)による発動基準を整理する

#### 【水害】

大雨洪水警報発令の場合

葛巻自治会が対策本部を設置されるためその指示に従う

(避難完了カードを見える位置に固定する)

北小学校への避難命令発令の場合は避難ルートの指示に従い訓練通りに移動する

(避難完了カード)

#### 【地震】

葛巻自治会が対策本部の指示に従う

安全な建物に避難し命を守る行動をとる

落下物に注意をすると共に履物を用意する

#### 避難訓練から実際の被災時をシュミレーションした場合

- ・ 自治会長が草の根ハウス(自治会館)に**対策本部**を設置
- ・ 本部より各役員等に集合の連絡⇒10分後に集合⇒掲示板の設置
- ・ 自警団(地域の組織)による**全戸の見回り**の指示⇒本部より自警団へパトロール開始
- ・ 役員による**避難経路**の安全確認
- ・ 自警団からの状況報告
- ・ 要支援者に避難準備を指示、蒲生支所・蒲生北小学校の避難受け入れ状況を確認
- ・ 自警団から自治会長に対して避難判断基準である「法教寺川が護岸天端から1ブロック半の危険水位となっている」という内容の緊急報告
- ・ 自治会長から**避難指示**が発令される
- ・ 自治会役員が「自主避難」かもしくは「市の指示により避難を決定
- ・ 各組長又は代理から各組各戸に避難開始の電話連絡
- ・ 住民の**避難が開始**⇒各住民は避難時に「**避難完了**」のカードをかける
- ・ 対策本部との連携⇒避難人数の確認(安否確認)

## 1. 3 リスクの把握

(1) ハザードマップの確認→別添資料確認

(2) 被害想定

### 【自治体公表の被災想定】

被災時における自事業所の状況を見える化するために被害想定は重要であり対策を検討していく  
上での指標とする

<交通被害>

道路：3～7日で仮復旧（迂回路が利用できる想定）

橋梁：迂回路を含め、3～7日で仮復旧(復旧までには1月以上)

鉄道：2週間～1か月

<ライフライン>ハザードマップなどで調べ震度6で想定した場合

上水： 7日（震度6程度）

下水： 7日（震度6程度）

電気： 3日（震度6程度）

通信： 3日（震度6程度）

### 【自施設・事業所で想定される影響】

電 力...自家発電機使用(蓄電機の容量を常に確認する)

飲 料 水...事業所内ガーデンに設営している井戸から使用が可能

(水質検査も実施しており飲料水としても使用できるとのこと)

生活用水...事業所内ガーデンに設営している井戸から運ぶ

携帯電話...バッテリーの準備

メ ー ル...乾電池での充電

### (2) 優先する業務

優先的に継続する業務⇒医療的ケア(バイタルチェック・内服支援・吸引・摘便等)

排泄に関するケア・食事

通常と同様に継続する業務⇒医療的ケア(バイタルチェック・内服支援・吸引・摘便等)

食事・排泄に関するケア・清拭・マウスケア・脳トレ・リハビリ

## 1. 5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

### (5-1) 研修・訓練の実施

#### ◇ 教育すべき内容

##### (1) 入職時研修

- ・ 時期：入職時
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する

##### (2) BCP研修（全員を対象）

- ・ 時期：毎年4月・9月
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する

##### (3) 外部BCP研修（全員を対象）

- ・ 時期：毎年6月
- ・ 担当：外部講師
- ・ 方法：外部のeラーニングを受講する

#### ◇ 訓練(シミュレーション)を実施する

- ・ 時期：毎年4月、10月
- ・ 担当：地域の自治会長
- ・ 方法：BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを訓練で確認する。

感染者の発生を想定し、実施手順などを訓練し必要な準備などを確認する

#### 訓練の内容

- (1) 参集訓練⇒夜間、休日を想定して訓練を実施する
- (2) 対策本部設置訓練⇒災害が発生した想定で、対策本部メンバーで訓練する
- (3) 初動確認訓練⇒人員確認、避難、機器操作、安否確認などを実際に実施し、確認する
- (4) 総合訓練⇒地域の方と協力し、一連の流れを確認する
- (5) 机上訓練⇒災害発生から復旧までの流れを机上で確認する

### (5-2) BCPの検証・見直し

定期的に訓練を実施し、BCPの内容を見直す

毎年4月、10月に管理者から運営推進会議を経て、理事会に報告する

- ・ BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPの内容を見直す
- ・ 教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPの内容を見直す
- ・ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPの内容に反映させる

PDCA(Plan-Do-Check-Act)の改善

## 2. 平常時の対応

介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり必要な要素（建物・設備、ライフライン）を守ることが重要

平常時の対応と検討事項

### 《STEP1》

事業所の安全対策⇒建物・設備の安全対策(基礎・筋交いの補強)→耐震基準検査済  
⇒近隣からの落下物等の危険性→ブロック塀と石垣の手直し

### 《STEP2》

ライフラインの事前対策⇒電気、水道、通信等の対応

### 《STEP3》

災害時に必要となる備蓄品の確保⇒備蓄品、資金の対応

## 2. 1 建物・設備の安全対策

### (1) 人が常駐する場所の耐震措置

新耐震基準が制定された1981（昭和56）年以降の建築物であり耐震補強は完備  
専門家に耐震診断を依頼し検証済

### (2) 設備の耐震措置

利用者・職員が利用するスペースでの安全性を検証する

転倒・転落防止が必要な場合は、固定する

建物・設備の安全対策としてブロック塀や石垣の安全性を確認

安全対策⇒破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる

⇒日頃から整理整頓を行い不安定に物品を積み上げない習慣をつける

⇒額などの転落を防ぐ。

⇒シャンデリアは落下の恐れのない器具に取り換える

### (3) 水害対策

◇ 水害対策例を参考に対応策を検討する。

◇ 建物・設備の安全対策を徹底的に検証する

## 2. 2 電気が止まった場合の対策

電気が止まった時（停電時）に稼働させる設備と対応策

### ①自家発電機を設置しているため数日間は優先順位を考えて生命を守ることが可能

- ・医療的配慮が必要な利用者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）に優先的に使用する
  - ・協力医療機関との連携も場合によっては不可能となることを想定しシュミレーションする
  - ・自動車のバッテリー、電気自動車を非常用の電源として活用する
  - ・自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける
- 最優先：医療機器・情報収集  
優先：照明・空調

- ・自家発電機は複数の職員が使えるよう訓練を毎年実施する

- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策を講じる

24時間営業のガソリンスタンド等の確認（非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等と優先供給協定を締結する）

### ②代替策の内容

- ・暖房機器→湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、灯油ストーブ
- ・調理器具→カセットコンロ、キャンプ用調理器具
- ・給湯設備→入浴は中止し清拭、ドライシャンプー

### ③情報機器

- ・パソコン、インターネット、テレビジョン、防犯カメラ等  
⇒バッテリーにより2日間程度は使用可能

### ④生活家電

- ・冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、空気清浄機、給湯器、照明等  
⇒400Kw×8時間の使用は可能  
⇒乾電池の備蓄

## 2. 4 水道が止まった場合の対策

### (1) 飲料水

必要な飲料水の備蓄量を確認

調理に必要な水の他に近隣避難者の受入れ等も考慮し多めの備蓄する

$3 \text{ l/人/日} \times 15 \text{ 人 (職員も含め)} \times 7 \text{ 日 (最低3日)} = 315 \text{ l}$

根拠⇒(一般成人が1日に必要とする飲料水は1.5~3.0リットル程度と仮定し算出)

⇒事業所内ガーデンに井戸を整備しているため生活用の水と飲料水としても利用が可能

⇒定期的に水質検査を受け飲料用として適合しているかの確認をしている

⇒日常使用している水素水精製装置が使用不可能となる為『ろ過式の浄水器』を備蓄する

⇒調理に必要な水を節約するためにも**流動食**等もを備蓄する

### (2) 生活用水

◇ 生活用水には井戸水を活用する

◇ 対応策（確保策）

七彩ガーデンに井戸を設営している為利用可能

水質検査の結果飲料水としても使用できるとのこと

地域の方々にもお分けする

生活用水の多くは「トイレ」「食事用(洗浄)」「入浴」「洗濯」等に利用

「トイレ」...簡易トイレやオムツの使用

「食事」...紙皿・紙コップ・サランラップ等を使用し容量を減らす工夫をする

「入浴」...清拭で対応可能な場合は代替

(※非常時は「入浴」は優先業務から外すことで、生活用水の節約にもつながる)

(※浴槽は損傷がなければ生活用水のタンクとして活用可能)



## 2. 5 通信が麻痺した場合の対策

被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

- ◇ **通信機器**、通信機器のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保する。
- ◇ 対応策（代替え通信手段）  
携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、災害時優先電話  
衛星電話、MCA(マルチチャンネルアクセス)無線機、
- ◇ 予め災害時の通信手段を決め、「携帯カード」に盛り込む。
- ◇ 被災地では電話が繋がりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても連絡が取り辛くなることを想定し遠方の交流のある施設を中継点とし安否確認をする情報や伝言などを離れた地域にいるところに情報を預けそこに情報が集まるようにする（三角連絡法）

### ※衛星電話

人工衛星を利用した電話で、衛星に直接アクセスして通話するため、地上の通信設備の故障もしくは輻輳の影響を受けない。一般回線の電話にも架電可能。ただし、使用にあたっては事前に練習するなど習熟しておく必要があり使用可能時間を事前に確認することも周知する

### ※災害時優先電話

災害時に被災地域から発信規制がかけられない電話で、輻輳の可能性が低いもの  
予め電気通信事業者へ事前の申し込みが必要であり原則として電気通信事業法で定める指定機関に限られる

通信が麻痺した場合に使用可能な機器

- ◇事業所用固定電話3台
- ◇事業所のスマートフォン5台
- ◇職員全員の携帯
- ◇ソーラーバッテリー（各職員1台）
- ◇手回しバッテリー
- ◇充電用アダプタ

## 2. 6 情報システムが停止した場合の対策

- ◇ BCP等の災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく  
手書きによる事務処理方法なども検討する  
パソコン、プリンター等の稼働が必要な機器の対応策を検討する
- ◇ 水害対策  
PC、サーバ、重要書類などは、浸水の影響を受けない場所（2階等）に保管しておく  
PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく  
持ちだす必要のある重要書類についてはあらかじめ決めておき持ち出せる位置に保管しておく

## 2. 7 衛生面（トイレ等）の対策

- ◇ 被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある為井戸水を使用し、排泄物を流す事ができるよう運搬用のバケツ等を準備しておく
- ◇ トイレ対策としては、**簡易トイレ**、仮設トイレなどを購入しパーテーションも準備する
- ◇ ウォシュレット機能が使用できなくなるため陰部洗浄用のボトルを作成しておく

### 【利用者】

- ◇ 電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする（周知が遅れた場合、体調不良や不定愁訴の訴えも聞かれるようぬなり汚物があふれて処理業務に困難をきたすことが考えられる）
- ◇ 目で確認をしていただけるよう、簡易トイレを使用していただく内容のビラを事前に作成しておく

### 【職員】

- ◇ 女性職員のために、生理用品などを備蓄し不透明なダストボックスを準備しておく

### 【汚物対策】

- ◇ 排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し利用者の出入りの無い空間へ隔離  
**消臭固化剤**を汚物に使用した場合は「燃えるゴミ」として処理が可能となる為消臭固化剤を備蓄する  
保管しておく場所を事前に決め周知する→保管用のコンテナを設置しておく

## 2. 8 必要品の備蓄

- ◇ 被災時に必要な備品はリストに整理し計画的に備蓄する
- ◇ 備蓄品によっては賞味期限や**使用期限**があるため担当者を決め定期的にメンテナンスを行う
- ◇ 備蓄品リストを見直す⇒効果の持続する期間や使用期間について定期的に確認する

## 2. 9 資金手当て

- ◇ 万一の場合に備えて、手元に資金（現金）を準備しておく
- ◇ 耐火金庫を準備する
- ◇ 現在加入している保険の内容を確認し補償される範囲や補償内容等を確認しておく  
法人・事業所が加入している火災保険の内容について、地震、水害への補償が付いているか否かを確認しておく

## 3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ対策を講じる

重要業務の優先順位を決めておく

緊急時対応について検討するポイントを確認する

<STEP1>初動対応の事前準備

<STEP2>人命安全確保対応の徹底

<STEP3>重要業務の継続

<STEP4>復旧対応

### 3. 1 【BCP発動基準】

#### ◇ リスクに対する発動基準

##### <地震による発動基準>

東近江市周辺において震度5強以上の地震が発生し被害状況や社会的混乱などを総合的に勘案し対策本部長が必要と判断をした場合本部長の指示によりBCPを発動し対策本部を設置する

##### <水害による発動基準>

- ・事業所所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合
- ・警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水警報が発令した場合

※発災時には、安否確認・応急救護など通常時には行う必要のない特殊な「災害時業務」が発生することを周知し訓練等を行ってその有効性を確認する

#### ◇ 対策本部の体制

- ・統括責任者（統括責任者が不在の場合の代替者）を決める

### 3. 2 行動基準

#### ◇ 災害発生時の職員個人の行動基準を記載する

#### ◇ 発生時の行動指針

- ①自身及び利用者の安全確保（生命維持）
- ②二次災害への対策（火災や建物の倒壊の犠牲から生命を守る）
- ③地域との連携・関係機関との連携
- ④情報発信

#### ◇ 行動基準は安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を「携帯カード」に整理し職員の携帯を徹底する

### 3. 3 対応体制

- ◇ 対応体制や各班の役割を図示し明確化(見える化)する
- ◇ 代替者を含めたメンバー構成を検討し記載する  
(※業務に不慣れなメンバー、ボランティアでも作業ができるように、マニュアル等を準備)
- ◇ 復旧後に活動を振り返るために活動を記録する担当者を決める

### 3. 4 対応拠点

- ◇ 緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する (安全かつ機能性の高い場所に設置する)  
施設の構造と災害の状態により対策本部の設置場所を検討する必要がある  
(※地震の対策本部は、**余震**が来た時に避難しやすい場所に設置)  
(※浸水する恐れがある等、**被災想定**によっては事業所以外の場所での設置)  
地震： (1) 1階食堂 (2) 1階 和室(落下物の危険が及ばない場所)  
水害： (1) 2階会議室 (2) 2階 (水害の被害が及ばない場所)

### 3. 5 安否確認

#### (1) 利用者

- ◇ 利用者の安否確認を速やかに行う
- ◇ 速やかに安否確認結果を記録できるよう『安否確認シート』を準備しておく
- ◇ 各エリアのリーダーが利用者の安否確認を行い、管理者に報告する  
※負傷者がいる場合には**応急処置**を行い必要な場合は速やかに医療機関へ**搬送**できるよう方法を検討しておく

## (2) 職員

### <事業所内>

- ◇ 職員の安否確認を速やかに行う  
利用者の安否確認と合わせて各エリアでエリアリーダーが確認し対策本部長に報告する
- ◇ 安否確認結果を記録するための『安否確認シート』を準備する

### <自宅等>

自宅等で被災した場合は①電話②携帯メール③災害用伝言ダイヤルで施設に自身の安否情報を報告する

報告する事項

- ①自身の状況
- ②家族の安否
- ③出勤の可否

※自宅で被災した職員は、緊急連絡網の災害時連絡先に自主的に安否報告をする

※「NTT 災害用伝言ダイヤル」や「Web171」の活用も検討し非常時に備える

### 3. 6 職員の参集基準

- ◇ 災害時は通信網の麻痺により施設から職員への連絡が困難になる事が想定される為事前にルールを定める  
職員が自主的に参集するルールを決める  
災害時の通勤の可否(災害の種類により異なるが)と所要時間等も話し合い把握しておく  
(※ 災害時の移動は原則「徒歩」であることを周知する)  
(※ 道路の陥没や橋梁の落下などにより、迂回ルートを取る必要性などから移動速度は「2.5 km毎時」が目安 (平常時は4キロメートル毎時) )
- ◇ 職員の連絡先を整理し有事の際の参集の可能性も判断しておく  
参集の不必要な状況を定め周知しておくことで判断に悩む必要がなくなる  
「携帯カード」に参集ルールを記述する
- ◇ 参集基準  
<初動職員>  
対象職員：管理者、相談員、主任  
地震... 東近江市周辺において震度5以上の地震が発生したとき  
水害... 大雨警報（土砂災害）又は洪水警戒が発表されたとき  
昼間... 全員（対象外に該当する場合はその限りではない）  
夜間... 管理者、相談員、主任  
<その他の職員>  
◇参集範囲：管理者の指示に従い求めがる場合は参集  
(危険な状況である場合は指示に従う必要はなし)  
◇下記に該当する場合は参集基準に該当する場合においても対象外となる。
  - ・ 自宅が被災した場合
  - ・ 自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

### 3. 7 事業所内での避難場所・避難方法

#### (1) 施設内

- ◇ 垂直避難の場合は2階談話室に誘導し不安感を抱かれることのないように対応する  
自力で避難できない利用者は昇降機を使用し職員が付き添った状態で2階に誘導する

## (2) 施設外

- ◇ 自治会長(地域の対策本部長)の**避難確保計画**に従い誘導する

### 避難場所と避難方法

- (1) 広域避難場所...第1 避難所→蒲生北小学校(車輛にて避難)

自施設の送迎用車両または職員の通勤車両も活用。

第2 避難所→あかねコミュニティーセンター

※避難先でも最低限のケアを継続できるように備蓄品を準備し手順を確認

※服薬の管理が必要な利用者については薬の持ち出しを最重用課題とする

- (2) 避難時は事業所内に残された方がおられないか大声で確認をしながら避難 (誘導) する
- (3) 車椅子移動の方は極力複数で補佐をする
- (4) 応急セット (重要な薬等) を持ち出す
- (5) 車輛での避難体力の無い方や足の弱い方を優先する

- ◇ 水害の場合は行政などが出す避難情報を理解し避難のタイミングを検討し準備する  
避難のサインは葛巻自治会対策室自治会長からの連絡によりスタートする

⇒ 警戒レベルの定義を確認

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/alertlevel.html>





### 3. 8 重要業務の継続

◇ 「重要業務」

被災時の厳しい状況であっても利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務(食事・排泄・与薬の他医療依存度の高い利用者の「医療的ケア」等)を「重要業務」として継続を目指す

(※「インフラ停止」「職員不足」「災害時に特有の業務の発生」等の理由から災害時には業務量が増大する為)

参集可能な職員数では重要業務の実施に必要な職員数に及ばない場合は重要業務の手順の見直しや省力化により検討結果をまとめる。

### 3. 9 職員の管理

①休憩・宿泊場所

災害発生後職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため「休憩・宿泊場所」の候補場所を検討し指定しておく

休憩場所： 1階会議室

宿泊場所： 2階会議室 (10人分)

大塚町の七彩 (10人分)

②勤務シフト

震災発生後職員が長期間帰宅できず長時間勤務となる危険性がある

(※職員は極限の状況で業務を続けなければならないことが想定される)

参集した職員の人数により体調および負担の軽減に配慮した勤務体制を組むよう災害時の「勤務シフト」

原則版を検討しておく

勤務シフト作成の原則→ 最低週1日は休日とする

(※少しでも職員の負担が軽減できるよう職員の休憩・宿泊場所の確保や利用者向けだけではなく職員向けの備蓄を揃えるなど、職員に対する準備も怠らない事が重要)

### 3. 10 復旧対応

#### ①破損箇所の確認

破損箇所の確認のために被害のあった箇所は写真を撮り記録する  
修理が必要な箇所は対策本部のホワイトボードに記載し周知を図る

#### ②業者連絡先一覧の整備

各種協力業者の連絡先を一覧化する  
非常時の連絡先(施設外・事業所外連絡リスト)を確認しておく

#### ③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミングと内容(範囲・方法等)について方針を定めておく  
**風評被害**を招く恐れもあるため広報に関しては一元的に丁寧な対応や説明を心掛ける

## 4. 他施設との連携

### 4. 1 連携体制の構築

#### ◇ 連携体制構築の検討

平常時から他施設(他法人様)と協力関係を築くよう努める  
有事の際の協定書を結ぶだけでなく普段から良好な関係性を構築する  
主な連携先と提携状況を記述する

- ① 近隣の法人
- ② 所属している団体を通じて協力関係にある事業所
- ③ 自治体を通じて地域での協力体制を構築する組織

#### ◇ 連携体制の構築・参画

単独での事業継続が困難な事態を想定し事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく  
地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は加入する。

#### ◇ 連携の推進ステップ

- ① 連携先との協議  
連携先と連携内容を協議しておく
- ② 連携協定書の締結  
地域との連携に関する協議を締結し『連携協定書』を作成し写しを添付する
- ③地域のネットワークの構築と参画  
事業所の倒壊や多数の職員の被災等単独での事業継続が困難な事態を想定し事業所を取り巻く関係各位と協力関係を構築しておく。  
地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合は加入する

## 4. 2 連携対応

### ①事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

連携先と可能な範囲で相互に利用者の受入を行う。

### ②入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

避難先に必ずしも担当の職員も同行して利用者の引継ぎを行えるとは限らない。

避難先で適切なケアを受けることができるよう利用情報を記載した「利用者カード」を作成しておくことでリスクを低減する。

### ③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

## 5. 地域との連携

### 5. 1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の『災害福祉支援ネットワーク』の協議内容等について確認し、『災害派遣福祉チーム(DWAT)』の一員として登録する。

『災害派遣福祉チーム(DWAT)』としての心構えを確認する

## 5. 2 福祉避難所の運営

### ①福祉避難所の指定に関して

福祉避難所の指定を受けた場合は自治体との協定書を添付し諸条件を整理して記載する  
(受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など)

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましく被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう諸条件を整理しておく

### ②福祉避難所として運営できるように事前準備

必要な物資の確保・整備・支援人材の確保

自事業所の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等についても検討する

<主な準備事項例>

- ・ 受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する
- ・ 資機材についてはレンタルを活用することも検討する
- ・ 支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する
- ・ 事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく

<更新履歴>

日付	更新内容
2023年12月16日	新規制定
2024年 3月 1日	職員の確保に対応策を追加